公益社団法人　全国私立保育連盟
令和8年度 第17回 保育カウンセラー資格認定制度実施要綱

1. 目　的

乳幼児期の子どもの育ちは、その先の人生を豊かにおくるうえでとても大切な時期です。その育ちを援助すること及び、その保護者支援は必要不可欠です。保育カウンセラーは、保育等の専門性を有し、カウンセリングマインドを持ち、保育カウンセリングの知識を用い、実践を行うことができる保育者のことです。保育カウンセラーは、子どもや保護者支援だけでなく、保育所等で働く職員のメンタルヘルスや安定した保育所運営にも重要な存在となりえます。この役割を十分果たし、その専門性の促進、保育者自身の成長のため、保育カウンセラー資格の認定を制度化するものです。

2. 実施主体

公益社団法人　全国私立保育連盟

3. 資格認定規則

別紙のとおり

4. 対象者

保育カウンセラー養成講座ステップⅢ修了者

5. 申請方法

申請期間内に①申請書、②認定レポート2課題(テーマⅠ、 テーマⅡ)をセットにして、下記申請先まで<u>メールにてお送りください</u>。

<u>＊受理後に確認メールを返送します。提出から１週間以上経過しても返信が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。</u>

【 認定レポートⅠ 】

『「課題図書」を読んで、その内容において私が最も興味を持ち、実践したいと思うこと』

上記テーマについて、次の図書から、具体的に興味を持った個所を示し、その理論(考え方)に基づいてこれから自身がどのように実践していくかを述べてください。※テーマに沿った内容でない場合は不認定となります。

	課 題 図 書	著　者	出 版 社	価格(税抜)
1	やさしく学べる 保育カウンセリング	大竹 直子 氏	金子書房	1,800 円

【 認定レポートⅡ 】 令和8年度版 ※課題図書は毎年更新します。

『「課題図書」を読んで、その内容において私が最も興味を持ち、実践したいと思うこと』

上記テーマについて、次の図書から 1 冊を選択し、具体的に興味を持った個所を示し、その理論（考え方）に基づいてこれから自身がどのように実践していくかを述べてください。「課題図書」の部分には選択した課題図書名を入れてください。※テーマに沿った内容でない場合は不認定となります。

（順不同）

	課 題 図 書	著 者	出 版 社	価格（税抜）
1	カール・ロジャーズ入門	諸富 祥彦 氏	コスモス・ライブラリー	2,400 円
2	三訂版 アサーション・トレーニング	平木 典子 氏	金子書房	1,600 円
3	新しいカウンセリングの技法	諸富 祥彦 氏	誠信書房	2,100 円

（1） 文字数

2,400 字以上 3,200 字以内

（2） 様 式

以下の①～⑤についてご注意ください。**様式に沿わないものは受理しかねる場合がございます。**

① Word（ワード）で作成することを原則とします。

② 資格認定レポートを作成するためのフォーマットは、「6.申請書・レポートフォーマットの取得」に記載の URL または QR コードよりダウンロードしてください。なお、フォーマットの設定（文字フォント、サイズ、行数など）は変更しないようにしてください。

③ レポートの冒頭部分に**氏名・所属・受講生 ID** を記載してください。

④ 本文の最後に**文字数を記入**してください。 例：「文字数：2,852 字」

⑤ Word で作成できない場合は A4 横書きの原稿用紙を使用し、「15. 申請および問合せ先」の住所まで郵送してください。

6. 申請書・レポートフォーマットの取得

申請書および資格認定レポートを作成するためのフォーマットは、下記の URL または QR コードよりダウンロードしてください。

○資格認定申請書 ： https://x.gd/s0pS1

申請書フォーマット

○テーマⅠレポート ： https://x.gd/YtYXd

テーマⅠフォーマット

○テーマⅡレポート ： https://x.gd/Am28p

テーマⅡフォーマット

7. 申請期間

令和8年12月1日(火) ～ 31 日(木)

8. 登録・認定

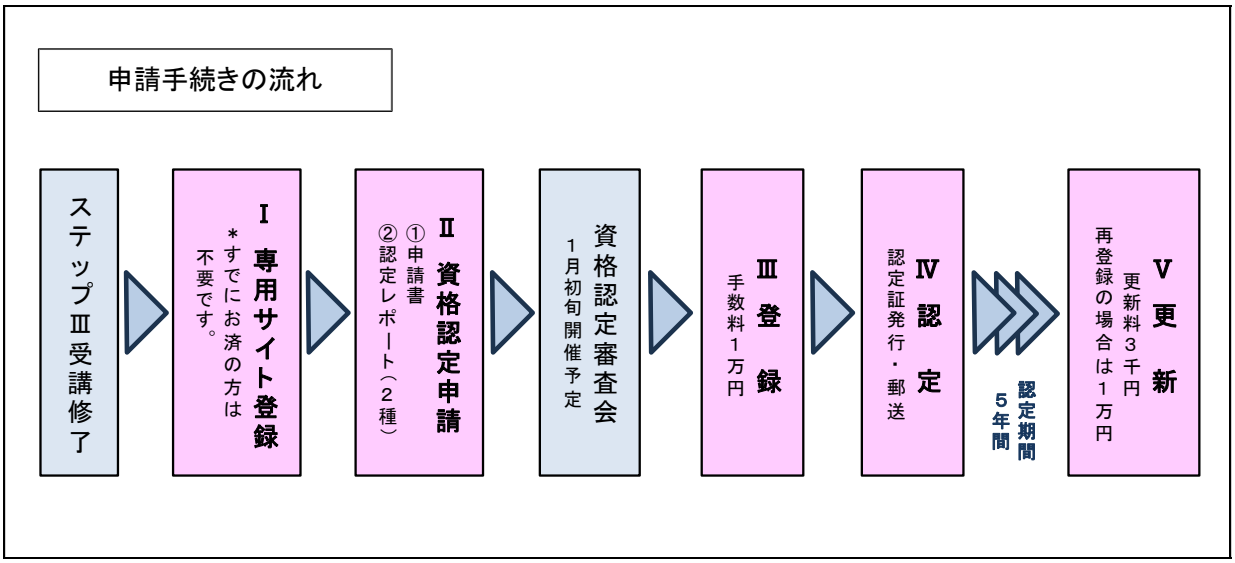
保育カウンセラー資格認定審査会において審査し、登録・認定された方に認定証を発行します。

9. 有効期間

資格有効期間…5年間　※認定証記載の有効期間をご参照ください。

(令和 8 年12 月1日～31 日申請の方が認定された場合、有効期限は令和 13 年度末(令和 14 年3月末日)です。)

10. 認定の申請および手続きの流れ



Ⅰ　専用サイトの本登録がお済でない方は、「過去に受講された方はこちら」より、本登録を行ってください。登録方法は「保育カウンセラー養成講座 専用サイトのご案内」をご確認ください。

Ⅱ　申請書類を期間内に下記の申請先へメールにて、ご提出ください。

＊申請後3ヶ月以内に、保育カウンセラー資格認定審査会による審査を通過した方へ、誓約書のご案内をメールにて送付します。

Ⅲ　誓約書の提出が確認できましたら、合格通知、資格登録案内、登録料振込用紙を郵送します。

Ⅳ　登録料の入金が確認できましたら、認定証を郵送します。

Ⅴ　5年間の有効期間内に3ポイント以上取得すれば更新手続きを行うことができます。

＊ 更新に必要なポイントが取得できる講座は、全私保連 HP の「あおむし通信」に掲載しています。

＊ 必要ポイントを保有し、更新要件を満たす方へは、有効期間終了1ヶ月前までに、ご案内を郵送します。お手元に届かない場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。

※更新手続きについては「11. 更新」を参照ください。

11. 更　新

保育カウンセラー資格認定規則第3条のとおり、有効期間内に3ポイント取得することで更新が認められます。

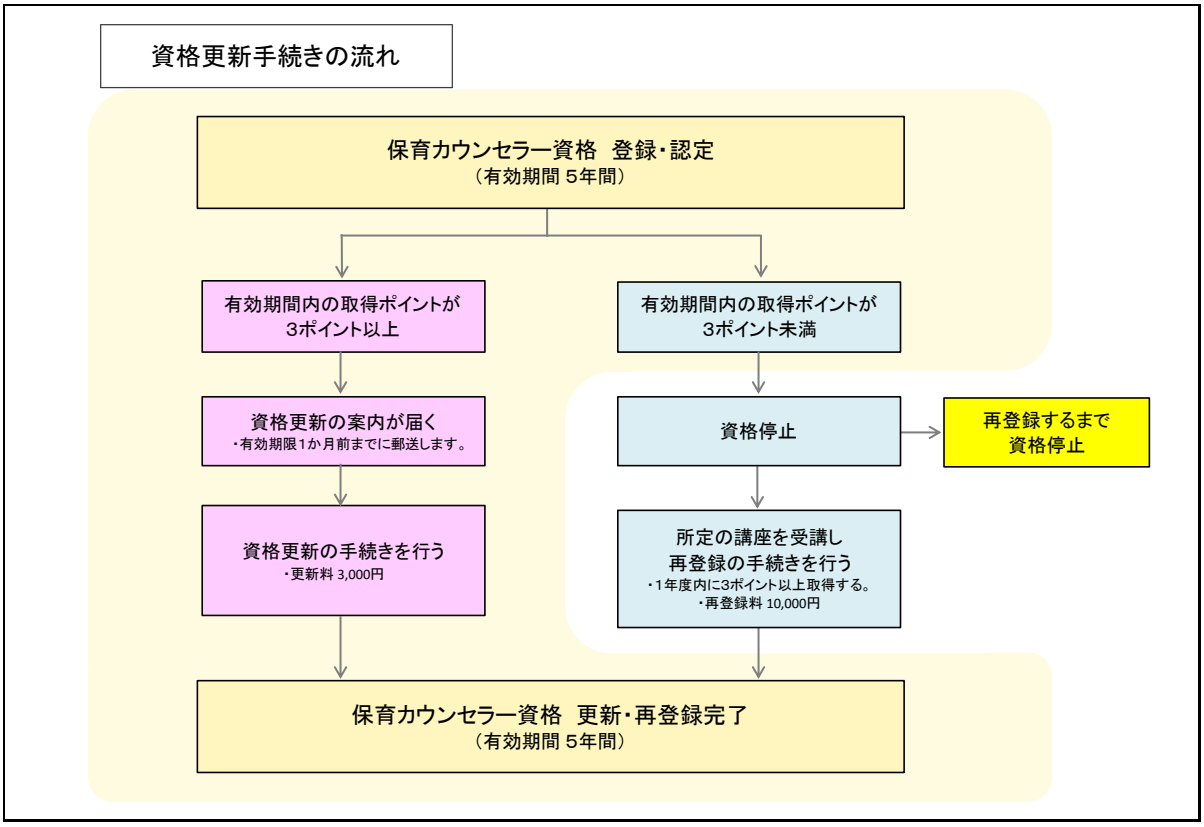
・保育カウンセラー養成講座　ステップアップ受講 ・・・・ 3ポイント

・保育カウンセラー養成講座　ステップⅠ～Ⅲのいずれか１コース再受講 ・・・・ 3ポイント
・全国私立保育研究大会など保育カウンセリング企画部担当の分科会、スキルアップ研修会への参加 ・・・・ 1ポイント

更新要件を満たしている方には、有効期限1ヶ月前までに更新のご案内文書を送付します。
転居等で住所が変わった方は、マイページ内「プロフィール編集」より情報を更新してください。
更新手続き完了後、年度末までに新たな認定証を送付いたします。新しい有効期限は5年間となります。

◎資格停止期間について（下図参照）

有効期間内に資格更新の手続きが行われなかった場合や、有効期間内に3ポイント以上取得されなかった場合は資格停止となります。ただし、1年度内に所定講座を受講し3ポイント以上取得することで、再登録が可能となります。
再登録の要件を満たす方へ、12 月頃を目途にご案内文書を郵送します。手続き完了後、認定証を発行します。



12. 手数料

（1）登録・再登録手数料 ・・・・ 10,000 円
（2）更新手数料 ・・・・ 3,000 円

13. 保育カウンセラー資格認定審査会の構成員

・全国私立保育連盟会長、副会長、常務理事
・保育カウンセリング企画部　正副部長
・学識経験者

14. 認定の取り消し

保育カウンセラー資格認定規則のとおり

15. 申請および問合せ先

公益社団法人　全国私立保育連盟　保育カウンセリング企画部　事務局
E-mail　counselor.jimu@zenshihoren.or.jp
TEL　03-3865-3880
〒111-0051　東京都台東区蔵前 4-11-10　全国保育会館 3 階

＊ご提出いただいた申請書、認定レポート等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
認定証が届くまで、レポートのデータは控えとして必ず保管してください。

保育カウンセラー資格認定規則

第1条 この規則は保育者の専門性の向上に資するため、その基礎的資格を審査し、公益社団法人全国私立保育連盟保育カウンセラー（以下、保育カウンセラーと略称）の認定を行うことを目的とする。

第2条 保育カウンセラーの資格認定は、公益社団法人全国私立保育連盟資格認定審査会において行われた審査に基づき、公益社団法人全国私立保育連盟会長がこれを行う。

第3条 認定に必要な要件については、次の各号とする。

① 保育カウンセラー養成講座　ステップⅢ（旧上級）修了後、提出したレポートにより適格であるとみとめられること

② 認定後５年以内に所定のポイント（３ポイント）を取得、更新をみとめられること

ａ　保育カウンセラー養成講座　ステップアップ受講　　３ポイント

ｂ　　〃　　ステップⅠ・ステップⅡ・ステップⅢのいずれか１コースを再受講　　３ポイント

ｃ　全国私立保育研究大会･保育総合研修会などにおける保育カウンセリング企画部担当分科会、スキルアップ研修会等への参加　　１ポイント

有効期間は５年間とする。また更新後の有効期間は、新たに５年間とする。

有効期間内に３ポイントを取得できない場合には資格停止となるが、原則として所定講座（３ポイント）を受講することで再登録可能となる。

③ 第１次改訂（平成 30 年５月 30 日）で設けた資格失効猶予期間及び資格失効については、第２次改訂（令和６年１月 17 日）で廃止とし上記の扱いとする。

第4条 認定の申請および手続きは、別に定める。

第5条 １ 認定を受けた者は保育カウンセラー名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。

２ 認定を受けた者に保育カウンセラー倫理綱領に反する行為、または反社会的な行為があった場合は、資格認定審査会において、審議の上認定を取り消すことができる。

第6条 認定に従事する者は、公正の職務を遂行し、その職責に応じて守秘義務を負う。

第7条 保育カウンセラー倫理綱領の改正は常任理事会の承認を得るものとする。

第8条 本規則の改正は常任理事会の承認を得るものとする。

附則１、本規則は平成 22 年５月 28 日より実施する。

２、第１次改訂　平成 30 年５月 30 日

３、第２次改訂　令和６年１月 17 日

４、第３次改訂　令和７年 12 月 10 日

公益社団法人 全国私立保育連盟　保育カウンセラー倫理綱領

前文　＜保育カウンセラーとは＞

保育カウンセラーは公益社団法人全国私立保育連盟・保育カウンセラー養成講座の所定のコースを修了し、保育カウンセラーとして適格と認められたものをいいます。保育カウンセラーは「児童福祉法」「児童憲章」「児童権利条約」の精神を尊重し、カウンセリングの基礎理論と技法を身につけた保育の専門家として、その知識と技能を子どもと、子どもをとり巻く人々の幸せと福祉の増進のためにいかすように努めます。

今日、子どもと保護者などをとり巻く環境は厳しく、様々な相談が寄せられるなど、保育者への期待はますます大きくなっています。こうした状況の中で保育カウンセラーは自らの課題を自覚し、職員同士および他の関係機関と連携を取りながらその要望に応えていかなければなりません。したがって自らの心身を健全に保つように努め、保育の専門家としての道義的責任を持つとともに、以下の綱領を遵守する義務を負うものです。

＜任務＞

第１条　保育カウンセラーは、保育園、子育て支援センター、地域等において、子どもや保護者などを対象として保育、援助活動のなかにカウンセリングの理論と技法をいかして、子ども・保護者などの成長を援助します。

＜責任＞

第２条　保育カウンセラーは自らの役割を自覚し、その活動の及ぼす結果に責任を持ちます。活動の遂行にあたっては子ども・保護者などの人権尊重を第一義と心得ます。

＜援助の原則＞

第３条　保育カウンセラーがその業務を行なうにあたっては、以下の原則を守ります。

１．人権尊重の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者などの人種、民族、性別、能力、障害の有無、宗教、思想及び信条を越えて、すべての人を尊重します。

２．関係性の原則

保育カウンセラーは人間同士の関わりを重視し、子ども・保護者などの成長を援助します。

３．主体性の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者などが自らの力で問題を解決する能力を有するものとして、その主体性を大切にします。

４．個別化の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者など、それぞれの性格、生育暦、価値観など、その個別性を尊重します。

５．共存の原則

保育カウンセラーは、子ども・保護者などの主体性、個別性を尊重しながらそれぞれが、家庭、地域社会において共存できるよう援助します。

＜秘密保持＞

第４条　保育カウンセラーは、当事者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は業務を退いた後も同様とします。

＜自己研鑽＞

第５条　保育カウンセラーは常に学び続ける心を持ち、絶えず自己研鑽に努めます。

＜自己の限界性の認識＞

第６条　保育カウンセラーは、自己の能力の限界を自覚し、必要に応じて関係職員、専門家及び関係機関と連携します。

＜倫理の遵守＞

第７条　保育カウンセラーは本倫理綱領を十分に理解し、遵守します。

附則１、本綱領は平成２２年５月２８日より施行する